

災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書

和歌山県知的障害者施設協会、和歌山県療護施設連絡協議会及び和歌山県児童福祉施設連絡協議会（以下総称して「甲」という。）と和歌山県（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）及び平常時において、子ども、障害者及び高齢者等の支援を必要とする地域住民の安心を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（甲の協力内容）

第1条 甲は、和歌山県知的障害者施設協会、和歌山県療護施設連絡協議会及び和歌山県児童福祉施設連絡協議会の会員（以下「会員」という。）に対し、以下の事項についての協力を要請するものとする。

- (1) 会員は、災害発生時等において、在宅や施設での生活等が困難になった乳幼児、障害児者及び高齢者（以下「要援護者」という。）の受入れについて、乙又は市町村から要請があった場合には、できる限り受諾するよう努めること。
- (2) 会員は、災害発生時等において、地域における人的・物的被災状況の把握並びに障害者施設及び児童福祉施設等への職員の派遣等について、乙又は市町村から要請があった場合には、できる限り受諾するよう努めること。
- (3) 会員は、平常時における日常業務において、地域における子ども、障害者及び高齢者等への見守り活動等にできる限り協力するとともに、地域での何らかの異変等を察知した場合には、速やかに市町村等の関係窓口連絡するよう努めること。
- (4) 会員は、乙又は市町村から、あらかじめ前3号についての包括的な要請があった場合には、できる限り受諾するよう努めること。

（乙の協力内容）

第2条 乙は、会員が前条の協力を効果的に実施できるよう、市町村及び関係機関に対して、連携を要請するものとする。

- 2 乙は、会員が前条の協力を実施するため、市町村との間において協定、覚書等を締結しようとする場合には、必要に応じて助言等を行うものとする。
- 3 乙は、前条第1号の規定により会員が受け入れた要援護者の早期の在宅復帰のため、当該会員及び当該要援護者の居住する市町村との連携を図るものとする。
- 4 乙は、災害発生時等において、甲を通じて会員から災害ボランティア、他施設職員等の派遣要請があった場合には、市町村及び関係機関と調整を図るもの

とする。

（相互連携）

第3条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙間において協議するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 24 年 12 月 21 日

甲 海南市上谷777-1 太陽の丘内

和歌山県知的障害者施設協会

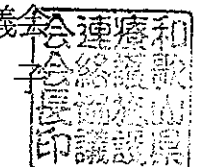
会長 土井 邦



橋本市柱本22 リハビリ橋本内

和歌山県療護施設連絡協議会

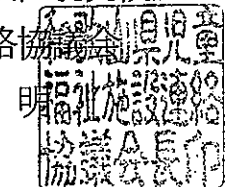
会長 上 好 久



岩出市中迫667-1 和歌山乳児院内

和歌山県児童福祉施設連絡協議会

会長 森 下 宣 明



乙 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

